

保険料の免除制度をご存知ですか？

保健医療課国保年金係
 三次年金事務所
 ☎0824-73-1158
 ☎0824-62-3107

本年度の保険料は 月額14、980円です。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

もし、保険料が未納の状態で、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合には免除・猶予の申請をしましょう。

今月から申請を受け付けています

本年度は7月1日から受け付けを開始しています。審査は、前年中の所得をもとに行われ、今月から平成25年6月までの期間が免除・猶予の対象となります。

平成23年度に免除または猶予されていた方も6月末で承認期間が終了していますので、引き続き免除や猶予を希望する場合は、改めて申請が必要です(継続審査対象者は除く)。

※失業・災害などの特別な理由により免除を希望する方は、特例による免除審査を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

○年金手帳

○印鑑(本人が自署する場合は不要)

申請窓口

保健医療課国保年金係、各支所市民生活室または三次年金事務所



こんなに違う！納付・免除などと未納

		納付	全額免除	一部納付 (一部免除)	若年者納付 猶予	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金	受給資格 期間には	○入ります	○入ります	○入ります	○入ります	×入りません
老齢基礎年金	受給資格 期間には	○入ります	○入ります	○入ります	○入ります	×入りません
	年金額の 計算には	○ 算入されます	○ 免除区分に 応じた割合で 算入されます	○ 免除区分に 応じた割合で 算入されます	× 算入され ません	× 算入され ません

注意!! 一部納付を承認された場合は、減額後の保険料を納付しないと『未納』という扱いになります。